

盛岡市通学路交通安全推進会議要綱

(平成26年11月18日市長・教育長決裁)

(設置)

第1 盛岡市立の小学校における通学路の交通安全の確保を図るため、盛岡市通学路交通安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 通学路の点検等による危険箇所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険箇所に対する対策に関すること。
- (3) 関係行政機関等との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通学路の交通安全の確保に関すること。

(組織)

第3 推進会議は、別表に掲げる関係行政機関等の長から推薦された者をもって組織する。

(役員)

第4 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、盛岡市教育委員会事務局教育部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、盛岡市教育委員会事務局教育次長のうち会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 推進会議は、会長が招集する。

(庶務)

第6 推進会議の庶務は、盛岡市教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(実施期日)

第8 この要綱は、平成26年11月18日から実施する。

別表（第3関係）

区分	関係行政機関等
国	国土交通省盛岡国道維持出張所
	国土交通省盛岡西国道維持出張所
県	盛岡広域振興局土木部道路環境課
警察	盛岡東警察署
	盛岡西警察署
	紫波警察署
市	盛岡市市民部くらしの安全課
	盛岡市建設部道路管理課
	盛岡市建設部道路建設課
	盛岡市玉山総合事務所税務住民課
	盛岡市玉山総合事務所建設課
	盛岡市教育委員会事務局
学校関係	盛岡市PTA連合会
	盛岡市小学校長会
	盛岡市町内会連合会
	玉山区自治会連絡協議会